

65歳以上75歳未満の方へ 国民健康保険税の軽減、納付方法変更のお知らせ

【国民健康保険税の軽減】

社会保険など被用者保険の被保険者であった方が後期高齢者医療制度に移行することによって、その方の被扶養者であった方が国民健康保険の被保険者になった場合は、国民健康保険税の所得割と資産割が免除になるほか、一定の条件によって均等割と平等割が半額になるなどの軽減が受けられます。

対象となる方は国民健康保険加入時に65歳以上の方で、申請が必要です。

【納付方法が変更できます】

国民健康保険税を年金から天引きする「特別徴収」に該当している方、もしくは今年10月から特別徴収に該当する方のうち、次の要件すべてを満たす方は、国民健康保険税を口座振替で納付いただくことが可能になりました。

■口座振替の要件

- 今まで国民健康保険税を滞納せずに納めている方
- 口座振替で国民健康保険税を納めることができる方

■口座振替への変更方法

市の担当課窓口へお申し出ください。申し出の時期によって天引き中止の時期が異なりますので、ご了承ください。

【問合せ】

- 市庁舎本館市民税課 国税係
TEL 0897-52-11274
- 各総合支所税務課 税務係

8月の市税ごよみ

20日 国民健康保険税第1期分、固定資産税第2期分の督促状の発送

9月1日 国民健康保険税第2期分、市県民税第2期分の納期限

※督促状1通につき100円の督促料と延滞金をいただきます。

※口座振替利用の方は納期限日の残高にご注意ください。

公的機関を名乗る 還付金詐欺が多発しています

市役所の職員を名乗って、お金を振り込ませようとする不審電話が多発しています。

還付金詐欺は市役所や社会保険事務所など公的機関の職員を名乗って電話をかけ、税金、医療費、保険料などを還付（納めすぎのお金を返還すること）すると言って言葉巧みに誘導し、現金自動受払機（ATM）でお金を振り込ませようとする詐欺です。

■予防と対策

- 還付金をATMで返還することは絶対ありません。
- ATMへ行くようにと言われたら還付金詐欺を疑ってください。
- 相手の言った電話番号を信用せず、電話帳などで電話番号を確認して関係機関に問い合わせましょう。

■相談窓口

- 市庁舎本館市民相談課 市民活動支援係
TEL0897-52-1463
- 各総合支所総務課 総務調整係
- 西条警察署
TEL0897-56-0110
- 西条西警察署
TEL0898-64-0110



平成20年度の国民健康保険税「税率」が決定しました

■主な改正点（平成20年度の税率は下表のとおり）

平成20年度からの「後期高齢者医療制度」の創設に伴い、現行の基礎課税分（医療分）が、医療分と後期高齢者支援金分（支援金分）に分かれました。西条市では、所得割・資産割・均等割・平等割における医療分と支援金分の合計の税率（税額）は平成19年度と同じ税率に据え置きました。

地方税法施行令の一部改正に伴い、平成20年度の課税限度額は、医療分（47万円）と支援金分（12万円）の合計額の59万円となり、平成19年度の56万円（医療分のみ）に対して、3万円の引き上げとなりました。

■問合せ 市庁舎本館市民税課 国税係 TEL0897-52-1274
各総合支所税務課 税務係

区分	医療分	支援金分	介護分	備考
① 所得割額	6.4%	1.6%	1.4%	(平成19年中の合計所得金額-33万円) × 税率
② 資産割額	17.6%	4.4%	5.0%	平成20年度の固定資産税額 × 税率
③ 均等割額	21,600円	5,400円	6,300円	被保険者1人当たりの額
④ 平等割額	17,600円	4,400円	3,400円	1世帯当たりの額
課税限度額	470,000円	120,000円	90,000円	

※介護分は40歳以上65歳未満の方に課税されます。

※年税額は①から④の合計額ですが、国民健康保険の加入期間の月割りで課税されます。